



8

令和7年8月15日 発行

第79巻 第8号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人 岡田 康 浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



白石島海水浴場(笠岡市) (写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Aug. 2025

行政の動き

「多様な働き方の実現応援サイト」をご活用ください … 4
令和7年度働き方改革推進支援助成金のご案内 … 5
いわゆる「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ … 9
労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主な … 12
ポイントについて

第84回全国産業安全衛生大会のご案内 … 2
令和7年度衛生管理講習会のご案内 … 6
安全衛生相談のご利用を! … 8
令和7年度岡山地方安全衛生大会のご案内 … 10

悠々自適 … 9
労働災害 - 統計 - … 16

協会より

地域企業の魅力ある職場づくりに貢献します

第84回

全国産業安全衛生大会

IN

近畿大阪

Kinki Osaka



令和7年

開催期間

9月10日水 12日金

オンライン限定プログラム視聴期間：令和7年9月10日(水)～26日(金)
 (※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

〔総合集会〕
インテックス大阪 (大阪府大阪市)

〔分科会〕
インテックス大阪・ATCホール

参加費

一般 1名 16,500円(税込)

中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

同時開催

緑十字展2025 インテックス大阪

総合集会 特別講演



「多様な生き方を実現するアバターと未来社会」

大阪大学基礎工学研究科 教授
 ATR 石黒特別研究所 客員所長 **石黒 浩氏**

参加お申込みは特設ウェブサイト(4月中旬オープン予定)から！
 6月上旬より受付開始

<https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/> 右のQRコードからアクセスできます☺



【主催】中央労働災害防止協会

【協力】公益社団法人大阪労働基準連合会・近畿ブロック各労働基準連合会(県協会)

【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO 駐日事務所、大阪府、大阪市、
 一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、
 大阪商工会議所、東大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会、公益社団法人関西経済連合会、
 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

大会テーマ **共に築こう 安全・健康 一人ひとりが輝く未来**

全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

総合集会

開会式のほか、安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演などを行います。

9月10日(水)**会場 インテックス大阪 5号館** (大阪府大阪市)

13:15～17:00 (開場11:30予定)

【アクセス】大阪メトロ「中ふ頭駅」より徒歩約5分、「コスモスクエア駅」より徒歩約15分

特別講演**『多様な生き方を実現するアバターと未来社会』**

誰もが自分の分身が欲しいと夢見るのではないのでしょうか。アバター(操作者の意図に従って動くロボットやCGエージェント)は、私たちの暮らしや社会を自由にし、多様な生き方・幸せな社会を実現します。本講演では、アバター研究を通じて見えてきた「アバターと人間が共生する新たな未来社会」についてお話しします。

大阪大学基礎工学研究科 教授
ATR石黒浩特別研究所 客員所長 **石黒 浩氏**

【プロフィール】ロボット学者。大阪・関西万博テーマ事業プロデューサー。遠隔操作ロボットや知能ロボットの研究開発に従事。人間酷似型ロボット(アンドロイド)研究の第一人者。2015年、文部科学大臣表彰受賞およびシェイク・ムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム知識賞受賞。

分科会

全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、200題を超える多彩なプログラムを予定しています。

9月11日(木)、12日(金)**会場 インテックス大阪 1号館・ATCホール****講演 DX等分科会****9月12日(金)**

フジテック(株) 専務執行役員
デジタルイノベーション本部長

友岡 賢二氏

『フジテックのDX戦略
～全ては安全・安心のために』

講演 ゼロ災運動分科会**9月11日(木)**

大阪医科薬科大学
看護学部 教授

飛田 伊都子氏

『行動を変える心理学』

講演 安全衛生教育分科会**9月12日(金)**

人事・戦略コンサルタント
HRストラテジー代表

松本 利明氏

『やる気を失った「年上部下」を
戦力化の秘訣とは
～中高年の活性化こそが要』

分科会名	日程	分科会名	日程
安全管理活動分科会①	9/11、12	労働衛生管理活動分科会	9/12
安全管理活動分科会②	9/11、12	メンタルヘルス・健康づくり・健康経営分科会	9/11、12
安全衛生教育分科会	9/11、12	マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	9/11、12
機械・設備等の安全分科会	9/11	ダイバーシティ等分科会	9/12
DX等分科会	9/12	ゼロ災運動分科会	9/11
化学物質管理活動分科会	9/11	安全管理活動分科会③	9/12

大阪国際空港
(伊丹空港)

大阪・関西万博
会場：夢洲

新大阪駅
梅田駅
大阪市

全国産業安全衛生大会
会場：インテックス大阪・ATCホール

【全国産業安全衛生大会 最寄り駅】大阪メトロ「中ふ頭駅」「トレードセンター前駅」「コスモスクエア駅」
【公共交通機関での所要時間】
新大阪駅から約45分／大阪国際空港から約1時間20分



ぜんぶのいのちと、
ワクワクする未来へ。

開催期間 **2025年4月13日(日)～10月13日(月)**
開催地 **大阪 夢洲(ゆめしま)**

講演や企業の研究発表の詳しい内容、参加お申込みについてなど、詳細は特設ウェブサイト(4月中旬オープン)をご確認ください。

<https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/>

お問合せ先 中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部 イベント事業課
jisha-taikai@jisha.or.jp



『多様な働き方の実現応援サイト』 をご活用ください！

- ◆「パートタイム・有期雇用労働法」とは、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者との不合理な待遇差を禁止するなど、パート・アルバイト・契約社員として働く方の環境を良くするための法律です。
- ◆『多様な働き方の実現応援サイト』においては、法律のポイントのほか、様々な情報を発信していますので、ぜひご活用ください。

1 何のためのサイト？

- 公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）の取組
 - 職務内容、勤務地域、勤務時間などの範囲が限定されている多様な正社員制度の普及
- などについて有用な情報を提供するためのサイトです！



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター 「パゆう」ちゃん



2 何のためのサイト？

- パート・有期雇用で働く労働者の方
- パート・有期雇用労働者を雇用する事業主の方
- 短時間正社員制度など多様な正社員制度に興味がある労働者や事業主の方



3 どんな情報が掲載されているの？

- 「パートタイム・有期雇用労働法」のポイント、取組を行う企業向けツールやマニュアルのご案内、同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例など
- 短時間正社員制度など多様な正社員制度の概要、その導入方法、導入企業の事例など



■多様な働き方の実現応援サイト

URL <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



令和7年度 働き方改革推進支援助成金 のご案内

コース名		成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
業種別 課題対応 コース	建設事業	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円（※2） ②25万円 ③25万円 ④11H以上：150万円（※3） ⑤4週4休→4週8休：1日増加ごとに25万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）	費用 3 / 4
	自動車運転の業務	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円（※2） ②25万円 ③25万円 ④11H以上：170万円（※4）	③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新	ただし、 事業規模 30名以下
	医業に従事する医師	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤医師の働き方改革推進に関する取組を実施	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円（※2） ②25万円 ③25万円 ④11H以上：170万円（※4） ⑤50万円	⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※6） ⑥人材確保に向けた取組等	かつ 労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合
	その他長時間労働が認められる業種	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円（※2） ②25万円 ③25万円 ④11H以上：150万円（※3）		費用 4 / 5
労働時間短縮・年休促進支援コース		いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：150万円（※5） ②25万円 ③25万円		
勤務間インターバル導入コース		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円		
団体推進コース		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等 上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

※1 賃上げ加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に6万円～最大60万円加算（団体推進コースを除く）（5%以上：24万円～最大240万円加算、7%以上：36万円～最大360万円加算）（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額2倍）。
※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって右の助成上限額とする（※5も同様）。月80H超→月60～80H：150万円／月60～80H→月60H以下：200万円
※3 9～11H未満：助成上限額120万円
※4 9～10H未満：助成上限額120万円（医業に従事する医師のみ）（B・C水準の医師については10時間以上に限る。）／10～11H未満：助成上限額150万円
※5 月80H超→月60～80H：50万円／月60～80H→60H以下：100万円
※6 月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和



生産性向上の事例紹介

送迎用のワイド付き福祉車両導入

課題と対応

車椅子利用者の送迎時には2名で行き、介助はすべて人力で行わなければならなかったため、1回の送迎に時間を要していた。

実施結果

車椅子利用者の送迎が1名で行えるようになり、また送迎に要する時間が短縮した。



令和6年度働き方改革推進支援助成金 支給事業場 アンケート結果

役に立ったか

大変役に立った

81.7%

やや役に立った

18.3%

役に立たなかった

0%

取り組みの結果、どのような効果がありましたか（複数回答可）

時間外労働や休日労働を削減できた

29.3%

年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい環境整備ができた

20.4%

多様性に対応した労働時間の設定が行えた

3.2%

労働時間の管理の適正化につながった

17.2%

人材の確保につながった

3.8%

生産性の向上につながった

26.1%

自動追尾型測量機器の導入

課題と対応

従来の測量作業は2名で行うため、人的な労力を要していた。

実施結果

2名で行っていた測量作業を1名で完結させることができるようになり、他の業務にリソースを投入することができた。





岡山労働局

雇用環境・均等室

086-224-7639

今年度から
無料

令和7年度 衛生管理講習会

主催：岡山県労働基準協会 後援：岡山労働局・各労働基準監督署

9/4 (木) 玉野

化学物質による健康障害防止対策
～読んでいますか 安全データシート (SDS) ～

講師 大西 修三 氏

大西安全衛生技術士事務所 代表
労働安全・労働衛生コンサルタント

会場／玉野市総合保健福祉センター
(玉野市奥玉1-18-5)

9/10 (水) 笠岡

職場における
化学物質管理への対応について

講師 高月 克己 氏

(株)サンキョウエーエンビックス 執行役員
労働衛生コンサルタント

会場／笠岡市民会館
(笠岡市六番町1-10)

9/17 (水) 新見

職場における
化学物質管理への対応について

講師 高月 克己 氏

(株)サンキョウエーエンビックス 執行役員
労働衛生コンサルタント

会場／まなび広場にいみ
(新見市新見123-2)

9/25 (木) 倉敷

化学物質による健康障害防止対策
～読んでいますか 安全データシート (SDS) ～

講師 大西 修三 氏

大西安全衛生技術士事務所 代表
労働安全・労働衛生コンサルタント

会場／J F E スチール(株)広江クラブ
(倉敷市広江4-1-1)

9/25 (木) 和気

ストレスチェックの義務化と
今日からできるセルフケア

講師 高山 真希 氏・祇園 真紀 氏

(一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センター
保健師・管理栄養士

会場／岡山セラミックスセンター
(備前市西片上1406-18)

9/29 (月) 岡山

法改正でココが変わる！
ストレスチェックの実務と活用事例

講師 徳弘 雅哉 氏

三菱自動車工業(株) 統括産業医
岡山産業保健総合支援センター 相談員

会場／岡山県労働基準協会
(岡山市北区桑田町15-28)

9/29 (月) 津山 [サテライト]

法改正でココが変わる！
ストレスチェックの実務と活用事例

講師 徳弘 雅哉 氏

三菱自動車工業(株) 統括産業医
岡山産業保健総合支援センター 相談員

会場／北部教習所
(津山市神戸574-10)

<プログラム>

第1部

労働基準監督署の指導

13:30～

第2部

特別講演

15:00～16:30

★各会場のテーマを
ご参照ください。

- 上記のほか関係機関による広報を実施する場合があります。
- 会場により一部の時間割を変更する場合があります。

今年も、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで第76回全国労働衛生週間が展開されます。

当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している衛生管理講習会をご案内のとおり計画いたしました。受講を希望される場合は、**当協会ホームページ**または下記の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部までFAXにてお申し込みください。受付完了後、受講票をお送りいたします。

ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようお願い申し上げます。

受講料
無料

《様式》 衛生管理講習会（9月 日 会場）受講申込書 *7040

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 都道府県 市郡 区		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL — —		
受講票送付先	FAX — —		
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ使用します。

当協会ホームページまたはFAXにてお申込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会

TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会

検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047
倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521
玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334
児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870

津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644
笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735
和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899
新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317



暑中お見舞い申し上げます

地域とともに
たまのから世界へ

坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460日比製煉株式会社 日比製煉所
日比共同製錬株式会社 玉野製錬所

所長 下川 公博

〒706-8511
岡山県玉野市日比6丁目1番1号 TEL (0863) 81-3191

弁護士法人

太陽綜合法律事務所

TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属)
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 馬屋原 章

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号

TEL (086) 252-2111(代)

ホームページ <https://www.okaken.co.jp>

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL : 086-231-1227専務 新見 和 笠 津 児 玉 倉 岡
理事 見 氣 岡 山 島 野 敷 山
事 支 支 支 支 支 支 支
部 部 部 部 部 部 部
長 長 長 長 長 長 長岡 岡 松 岡 柴 角 下 内 荒
田 崎 村 本 田 南 川 田 木康 浩 龍 和 博 公 計 雷
浩 平 二 二 正 和 博 規 太一般社団法人
岡山県労働基準協会

安全衛生相談のご利用を!

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害が増加しています。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うために事業者に対して、労働安全衛生法では種々の定めがなされています。

- 安全管理者・衛生管理者等の選任は必要か?
- 労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか?
- 安全衛生教育をどうすればよいのか?
- 定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか?
- 化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか?
- 労働基準監督署へ提出書類の書き方は?
- 長時間労働による健康障害の防止は?

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。

お気軽にご利用ください。

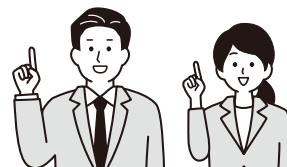
相談窓口

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12時から13時を除く)

電話 (086) 225-4538

(この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。)

事業主の皆さまへ



短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下で働くいわゆる「スポットワーク」。

世間一般では「スキマバイト」、「単発バイト」などと言われています。

労働者自身の都合に合わせて働くことができることのみならず、一時的な人手不足が生じた場合に迅速に募集ができるなど、労働者・事業主双方に利便性が高いことなどから、利用者が急増しています。

一方、全国の労働局や労働基準監督署には、スポットワークで働く労働者からの労働時間や賃金に係る相談や申告が一定数寄せられています。

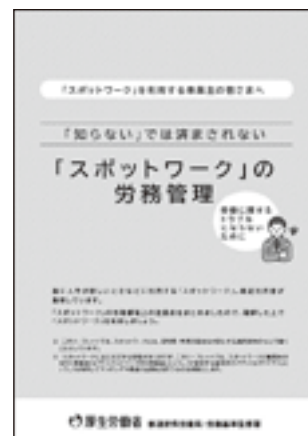
このため、厚生労働省においては、「スポットワーク」を利用する際の留意事項等を取りまとめたリーフレットを作成しました。

「スポットワーク」を利用する前にぜひご一読ください!!

厚生労働省HP「いわゆる『スポットワーク』の留意事項等」のページはこちらから



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59321.html



悠々自適

和気労働基準
監督署長
森岡 直樹



妄想を楽しむ

4月に着任しました森岡です。

私は別におかしい人ではありません。本を読むことが好きなのです。なぜか？その小説の世界を疑似体験できるからです。好きなジャンルは3つ。歴史もの、刑事もの、ミステリーものです。

私が読書にはまったのは、入社して6年目。先輩監督官が引っ越しするときに、吉川英治の「新・平家物語」全16巻を頂いてからです。そこからこの著者の文庫本を集め、司馬遼太郎の文庫本を集め、他のジャンルにも手を伸ばし、今では1000冊を超えてしまいました。本箱が増える一方です。将来的にはDIYで部屋の壁一面を本棚にしようと考えています。以前、東大阪市にある「司馬遼太郎記念館」を訪れた時に見た、高さ11メートル3層吹き抜けの大書架に感動したのです。ちなみに安藤忠雄の設計です。

このぐらいの冊数になると、2回目に読むのは数

年後になり、記憶を相当失っているの、話の展開を覚えておらず新鮮な気持ちで読めることはお得だと思っています。

岡山局から和気署に異動となり、電車に乗っている時間が往復で1時間増えましたが、読書時間が増えたので苦にはなりません。本の世界に入りすぎて電車を乗り過ごすことも1回や2回ではありません。飲みすぎて寝過ごすことはよくありますが。

電車の中ではほとんどの人がスマホを見ているが、私は紙媒体の本が好き。たま～に本を読んでいる人を見かけると、この人とは友達になれちゃうかもと思ってしまいます。デジタルにはない、ページをめくる音や紙のにおいがよくないですか？古本に独特なおいがするのは、インクや紙に入っている化合物が揮発したものだそうです。ですから、文庫本はもっぱらブックオフやメルカリで古本を買っています。いや、安いからです。

以前、このコーナーで新見署長になられた方が「年間200冊本を読んだ。」と書かれていましたが、私の目標は100冊です。この原稿を書いている4月末時点で8冊ですから、まあまあいいペースです。電車で本を読んでいる私を見かけても、声をかけないでください(笑)



令和7年度 岡山地方

産業安全衛生大会

安全は 働くみんなで作るもの
働くみんなを守るもの

令和7年

11月4日 火

13:00~16:45

今年から

参加
無料

岡山コンベンションセンター
ママカリフォーラム イベントホール
(岡山市北区駅元町14-1)



同日開催 12:00~17:00

安全衛生等相談コーナー
安全衛生機器・保護具等展示

特別
講演

どん底からの会社再建

～過疎地域の雇用を守り、働く人を大切にする職場づくり～

〈講師〉協栄金属工業(株) 代表取締役社長 小山 久紀 氏



特別
報告

あぶない！

靴・床面・動線から転倒リスクをズバリ物申す！

〈発表者〉岡山県+SAFE協議会（岡山労働局・日進ゴム(株)・(株)丸五）

講演

最近の労働安全衛生行政から

〈講師〉岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 貞宗 恵治 氏

●主催

一般社団法人岡山県労働基準協会
建設業労働災害防止協会岡山県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会岡山支部
林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部
岡山産業保健総合支援センター
岡山県T H P 推進協議会

●共催

岡山労働局・労働基準監督署

●後援

岡山県

●協賛

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会岡山県支部
一般社団法人日本クレーン協会東中四国支部
一般社団法人日本ボイラ協会岡山支部
公益社団法人日本作業環境測定協会中国支部岡山分会
水島地区安全衛生協力会連絡協議会

岡山地方産業安全衛生大会は、産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、事例発表や専門家による講演などを行う、岡山県内最大の安全衛生イベントです。

参加を希望される場合は、**岡山県労働基準協会ホームページ**または下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部までFAXにてお申し込みください。受付完了後、受講票をお送りいたします。

産業現場での安全と健康を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください！



会場のご案内

- JRでお越しの方
岡山駅中央改札口から徒歩約3分
 - お車でお越しの方
岡山ICから約20分
 - ★ 駐車場のご案内 30分ごとに150円
ママカリパーキング (260台)
リットパーキング (270台)
- ※できる限り公共交通機関でご来場ください。

《様式》 令和7年度岡山地方産業安全衛生大会 参加申込書 *4020

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 ー 都道府県 市郡 区		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL ー ー		
受講票送付先	FAX	ー	ー
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本大会の的確な実施のためにのみ使用します。

岡山県労働基準協会ホームページまたはFAXにてお申込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会

TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会

検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047

倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521

玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334

児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870

津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644

笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735

和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899

新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

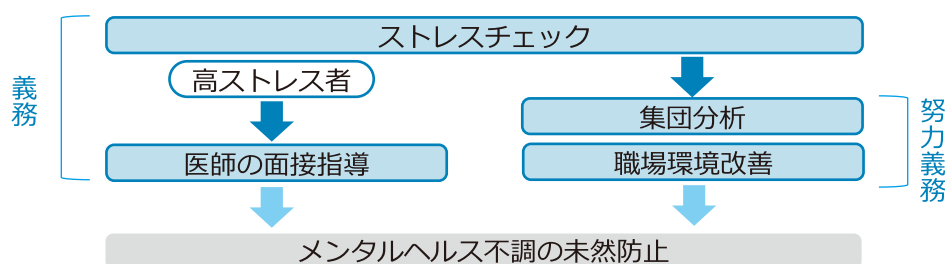
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



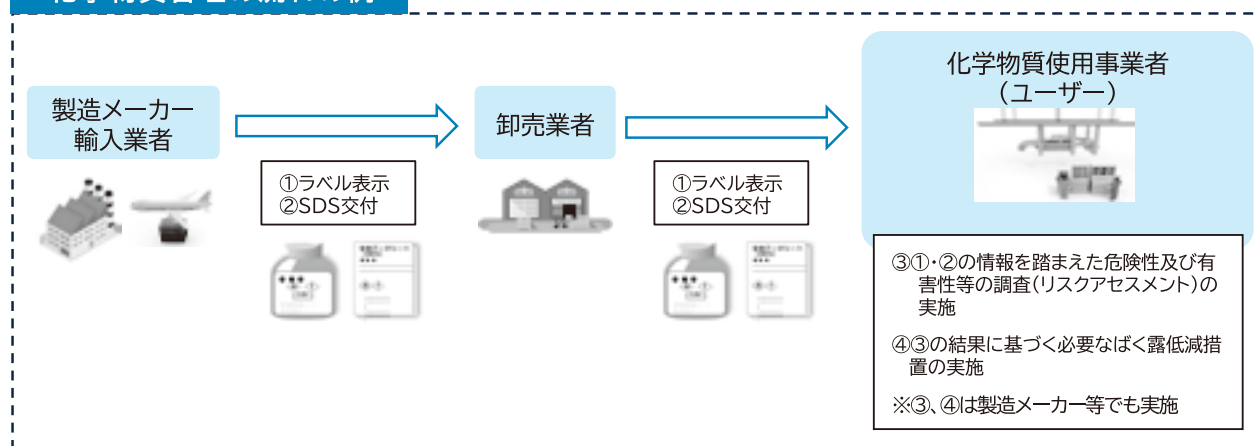
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

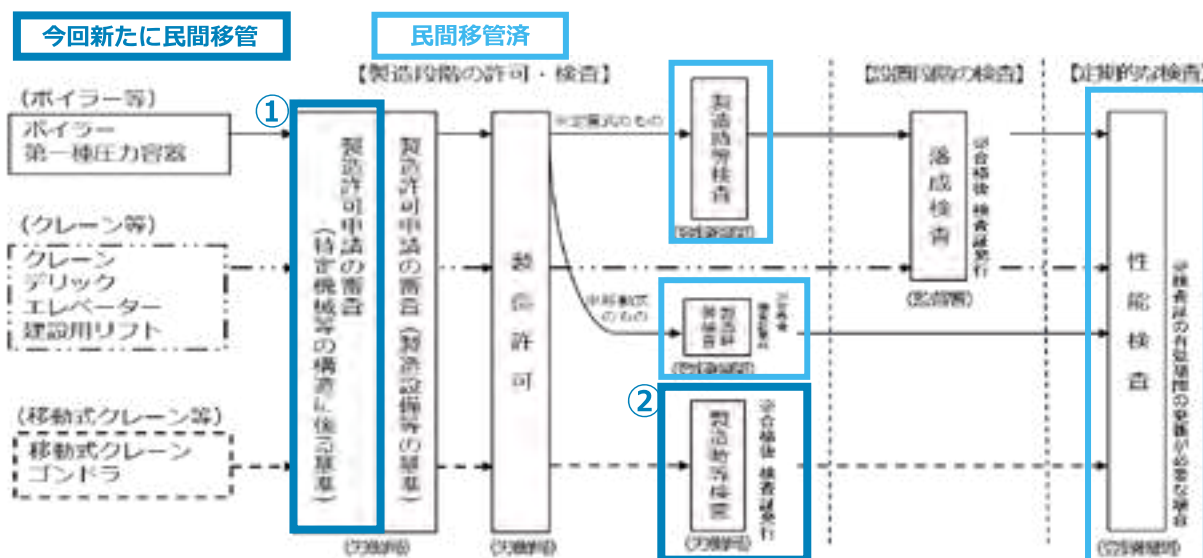
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーンなど）に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



